

## 平成30年度第2回三郷市景観審議会

- 1 開催日時：平成30年10月29日（月）9時30分～10時25分
- 2 開催場所：三郷市役所 6階 第1委員会室
- 3 出席者 9名（委員総数10名）  
（委員）  
野中会長、 田邊副会長、 齊藤委員、 岩下委員、 松井委員、 岡庭委員、  
戸邊委員、 福脇委員、 谷中委員（欠席）、 小高委員  
（事務局）  
城津都市デザイン課長（以下、都市デザイン課長）  
都市デザイン課：広瀬都市デザイン課長補佐（以下、都市デザイン課長補佐）、  
浦川都市計画係長（以下、都市計画係長）、  
野副主事（以下、都市デザイン課主事）、 南雲主事
- 4 議案の審議  
議案第1号  
屋外広告物の安全管理マニュアル（公共版）について【諮問】
- 5 報告事項  
① 景観計画に基づく届出の状況について
- 6 議事内容  
（1）開会  
●（都市デザイン課長補佐）  
[開会]  
  
（2）開会挨拶  
●（野中会長）  
[開会挨拶]  
  
●（都市デザイン課長補佐）  
[資料の確認及び本日の流れについて説明]  
  
[野中会長に議長を指名し、議事を進行]  
  
●（野中会長）  
[委員の出席状況を求める]

- (都市デザイン課主事)  
[委員10名中9名が出席していることを報告]

- (野中会長)  
[会議録の署名委員について、戸邊委員と副脇委員を指名]

[傍聴者の有無について説明を求める]

- (都市デザイン課主事)  
[傍聴の申し込みがないことを報告]

### (3) 議 題

#### 「屋外広告物の安全管理マニュアル(公共版)について」【諮問】

- (都市計画係長)  
[議案第1号について、資料に基づき説明する]

- (野中会長)  
ありがとうございました。ただいま事務局からご説明ありました内容につきまして、ご意見、ご質問ありましたら挙手の上ご発言いただきたいと思います。お気づきの点がありましたらよろしく願いいたします。いかがでしょうか。

- (田邊委員)  
マニュアルについては非常にしっかり作られています。ただ、このマニュアルどおりに施設管理者ですとか、都市デザイン課の職員の方々が点検をしていくというのはそれなりの負担があると思います。

一方で、今日別紙で用意していただいた、公共施設における屋外広告物の事例という資料がありますけれども、これを拝見いたしますと、屋外広告物として不可欠なものと必ずしも屋外広告物というメディアで多くの人に伝えなくても代替手段があるようなものがあるように感じます。特に一番下の列の選挙の関係の啓発的なものについては、最近は色々な方法でこういったものを伝える、例えばインターネットですとか、色々な代替手段があるものなので、負担を軽減するという意味では必要以上に大きな屋外広告物を作らないというのも一つ考えていかなければいけないという風に思います。

将来的な負担を軽減するという意味もありますし、市民向けに周知する手段というのは他にも発達してきているので、そういうことも含めて、既にあるものについてはしっかりと管理していただいて、これから作るものについては必要性を精査していくということも必要だと感じました。

- (野中会長)  
ありがとうございます。ご意見ということで、よろしいでしょうか。

● (都市計画係長)

はい。

● (野中会長)

他にいかがでしょうか。

● (松井委員)

資料の28ページに劣化の状況という写真がありますが、ほとんど店舗で、店舗ですから目立たせるために看板を付ける訳ですから、良く見せてお客様に買ってもらうということなので、こういう看板だと逆にみすぼらしくて大丈夫かなと。買ってもらえないような看板は付けても意味がない。どうしてそのままにしているのだろうと推測するに、中々お金がない、やりたくてもできないということがあると思います。

三郷市に中小企業に対する補助金とか、そういうものを見ると結構あると思います。例えば新聞折り込みのチラシでも何十万か補助金が出るのを私は見たことがあります。それから店舗を改装した場合は確か2分の1で、総金額は100万円だか200万円だか分かりませんけれども、補助が出ると思います。そういう時にこの看板も含めてもらうだとか、そういう風に積極的にされたら、この部署と違うと思いますが、三郷市は一つですから、一緒になってこういう看板も補助金が出るようにしたらいいのかなと。そういう風にすれば店舗の経営者も積極的に取り組んでもらえるのではないかなと。そういう風にすれば経営している人が誰しも利用してもらえるような看板を付けるのは当たり前、でもこういう風になっているということは金銭的に問題があるので、そこをやってもらえるように取り組んでいかないと、せっかく良いマニュアルだと思っても、先立つものがないということで、そこも踏み込んで考えていったらいいのかなと思います。

もう一つ、三郷市でお願いしている看板ですから、安全とか問題ないと思いますが、私の感想は、パッと見たときに三郷市の色って何かないところか気になります。下の写真を見れば黄色に、白に、青ですか。三郷市の色って、都市デザインというからにはもう少し意識して発注をかけたらいいいのかなと。品質的には市の看板ですから問題ないと思います。三郷市以外の人 came ときに三郷市の色ってこれだなとか、そういう風に意識されたらもっと良くなるのではないかなと、三郷市って色でも分かってもらえたらいいなと、我々市民としては何かしらで、三郷市ってこんな街だねって言われたいと思いますので、色も考えてもらえればと思います。以上二点です。

● (都市デザイン課長)

二点あったかと思いますが、一つずつお答えいたします。

補助金面の話だと思いますが、現在産業振興部の方で中小企業の補助を行っていると思いますが、経営拡大だとか、新規の取り組みが主な対象となっているのかなと思います。私たちの補助となりますと、個々の会社の財産になるようなものは中々補助がしにくいので、その辺を絡めていけば可能性はあるのかもしれないと思いました。これはお預かりしまして、

担当部の方と調整させていただきます。もし進展等ございましたら、この審議会等で報告させていただきます。

二点目のイメージカラーの話ですけれども、今は景観計画を作りまして、その計画の中で色々と考えているところではございますが、施設ごとにその計画の枠の中で考えているというのが現状でございます。ご提言いただいたように統一感を出すというのは効果があると思いますので、その辺は今後の研究になろうかと思えます。

●（都市計画係長）

二点目の方の三郷の色ですが、当初景観計画を作った時に、私の記憶で申し訳ないのですが、そういった議論が出たことがあります。それが良く分からないということで流れてしまったという経緯がありますので、課長が申し上げたように今後の研究課題かなと思えます。

●（野中会長）

ありがとうございます。今のご意見の一点目につきまして、おそらく民間の事業者が対象になるかと思えますので、今回は公共版ということもあり、先ほどのご説明にもありましたように、これはいずれ民間版という展開も考えているということもありますので、その切り替えのタイミングで上手く民間事業者への誘導が図られることが望まれるのかなと思えます。

二点目のお話ですと、イメージカラーもそうなのですが、デザインについても、先ほど統一感というお話がありましたけれども、デザインマニュアル的なものもおそらく必要になってくるのかなと。色だけではなく、文字のフォントの使い方だとか、素材感というものがあると思えますけれども、それについては今後の課題になるのかなと思えます。

他にはいかがでしょうか。私の方から細かいところでよろしいでしょうか。

先ほど別紙の方も今度のマニュアルの方に組み込むというお話がありましたけれども、それに合わせてマニュアルの2ページの「屋外広告物とは」というところの上の図の方なのですが、建物にM I S A T Oとアルファベットの文字が入っていますよね。これは壁面利用広告になると思えますので、線を引いておくことが必要かなと。

●（都市計画係長）

矢印を加えるということでしょうか。

●（野中会長）

そうです。

●（都市計画係長）

はい。

●（野中会長）

別紙の方が組み込まれるということもありますので、その点も修正していただければと思います。

他にはよろしいでしょうか。

● (齊藤委員)

一点だけ確認なのですが、ちょっと今の話を伺っていて混乱しているのですが、そもそもこのマニュアルは今後商業施設にも転用されるということで、野中会長がおっしゃったように、屋外広告物の例の図であったりとか、後ろの方の屋外広告物の劣化が起りやすい事例といった写真を採用されているのだと思うのですが、今回議論するのは公共施設の屋外広告物についてということですよ。

公共施設といいながら事例は民間の建物が採用されているというところが混乱していて、先々民間に使われるからマニュアルは今のところはこれでということであれば何か一言注釈があればより分かりやすいかなと思ったのですが。

● (都市デザイン課長)

ご指摘のとおり、考え方としては全部の広告物を対象にして、民間の広告物も含めて押さえていければいいというのが先々にあるのですが、周知が足りないということで、まずは公共施設に絞ってやっていきたいと思いますというのが入口でございます。

先ほど良くできているということを書いていただけてすごく嬉しかったのですが、出典がありまして、国ですとかそういった機関でマニュアルの案を作っています。それを再編して、公共に使えるところを引用して今これができあがっていますので、事例のところは民間の施設が多く出ている現状がございます。最終形は民間、公共問わずに同じマニュアルがあったらいいのかなという発想がございますので、現状は公共と民間が混ざっているような作りになっているのですが、考え方としては色々な施設がある中で公共施設を押さえていきたいというようなものでございます。

この中で先々の発展の部分というところについて、もし書き込めるのであれば少し考えさせていただいて、表現は次までに私たちの方で検討させていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

● (野中会長)

よろしいでしょうか。

● (齊藤委員)

はい。

● (野中会長)

他にはいかがでしょうか。

今文字の追加をお願いするというお話がありましたが、微細なことなので、そのところは事務局に一任していただければと思いますが、その他内容等につきましてご質問等があればと思いますがよろしいでしょうか。

● (岡庭委員)

3ページの3番「守るべき屋外広告物のルール」でございますが、(2)「建築物の壁面等に設置するものには、色彩等の基準があります」ということで、今回は公共の方ですが、いずれ民間を対象にしたときに、例えば「会社のカラーがあります」といったときに、それを認めるのかという問題が発生してくるのかなど。例えば「うちの会社はこういうカラーを戦略的に用いている」といった理由で、壁面にその色を使っているのか。景観としてはその色が適正かどうかという問題がありますので、会社のカラーを認めるのかという問題があるかと思えます。

今回は公共的なもので、特に市のカラーの話がありましたけれど、そういった基準をはっきりしておかないとトラブルになるのかなど考えております。その点どうかと思ひまして。

● (都市計画係長)

今現在、壁面に会社の色を出して広告を出す場合については原則認めております。

内容としましては、平成23年に景観計画と景観条例が施行しまして、景観計画の中にそういった色の基準が記載されています。当市の場合ですと強調色と基調色という二種類設定しておりまして、強調色は2割以内だとか、1割5分以内だとか、地域によって異なりますが、強調色については色彩の制限はないですが、建物の一面につき2割以内であればどんな色を使用してもよいという決まりになっています。少し紛らわしいのですが、その中で壁面にある広告物は壁と同じ扱いをしており、壁面にある広告物、要は広告物の方にすごく目立った色を使用したとしても、それが2割以内であれば問題ないという風に現状なっています。

広告物につきましては、屋外広告物の原則として、内容は問わないというのがありますので、今後もイメージカラーを出したいということについては認める方向でこのまま進んでいくものと考えております。

● (都市デザイン課長)

極端なものでなければ大抵のものは大丈夫だと思っているのですが、あまりにも過激なものについては、私たちも基準と照らして相談させていただくというような運用をしています。

● (岡庭委員)

少し話がずれてしまうのですが、農業委員会でも資材置場の申請が出たときに、4面を鋼板で囲い、色彩が真っ黒のものが出来まして、一応止めていただきたいという話はしたのですが、会社のカラーであり、どうしても引かないということで、現状は黒が使われております。

日に日に色は薄くなってきておりますが、会社のカラーとした場合はどうなのかと思ひまして。その場合に黒はだめだけど他の色はいいのかということにもなりますので、近年では鋼板を建てる時には何の色を使用するのか聞いてから進めるようにしておりますが、それだけ少しお聞きしたかっただけです。2割ですか。

● (都市計画係長)

すみません。私の説明の中で補足しなければいけない部分がございます、先ほどの2割というものが、建築物の壁面となっております、鋼板についての色の制限は現状ないです。

では我々の方でどういった指導しているかといいますと、基調色にしてくれませんかという、お願いの話なのですが、そういった形で協議をさせていただいております。よって施主さんがどうしても真っ黒の色をやりたいといった場合に止める手段がないということです。

それについては課題として認識しておりますが、景観計画による規制が鋼板にも適用できるのかというところは検討しなければならないところになります。何かしら策を練らなければ、岡庭委員がおっしゃったような真っ黒な壁面ができてしまうのかなと思いますので、検討課題としては認識しております。以上です。

●（岡庭委員）

農業委員会の方で出た場合には相談するようにとあってありますので、地域の環境に適した色ということでお願いしております。以上です。

●（野中会長）

先ほどのお話にもありましたように、平成23年に施行されており、もう7年経過しているということもありますので、その間、色々と運用する中で課題等も出てくるのかなと思いますので、いずれそういった内容についても、景観計画の変更といいますか、場合によっては修正も今後必要なのかなと思います。これについては宿題ということで、然るべきときにまた審議会でお話できればいいかなと思います。

他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

意見が出尽くしましたので、ここまでとさせていただきます。先ほどの微修正はありますが、これについては先ほどお伝えしたように事務局に一任させていただいて、この議案第一号について、諮問ですので採決をさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

[委員一同異議なし]

それではこの議案第一号「屋外広告物の安全管理マニュアル（公共版）について」採決をさせていただきます。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[委員一同挙手]

全員賛成ということになります。従いまして本原案のとおり決定いたします。なお、部分的に修正事項がありますので、次回の景観審議会にて改めてマニュアル案についての報告を求めさせていただきます。また、修正につきましては事務局に一任させていただきます。

以上をもちましてこの議案の審議は終了いたします。ご決定いただきました審議事項につきましては、市長に速やかに答申いたしますので、ご了承をお願いいたします。

それでは続きまして、報告事項として「景観計画に基づく届出の状況について」事務局のほうよりご説明をお願いします。

「報告事項 (1) 景観計画に基づく届出の状況について」

● (都市デザイン課主事)

[報告事項(1)について資料に基づき説明する]

● (野中会長)

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何かございましたら挙手の上ご発言いただけたらと思います。いかがでしょうか。

私の方から。景観アドバイザーの審査というのは、対象物件は何かフィルターのようなものがあるのでしょうか。こうなった場合はお願いするだとか。お答えをお願いいたします。

● (都市計画係長)

原則ですけれども、建築面積1000㎡以上、高さ15m以上、どちらかが該当すればアドバイザー案件という認識で考えております。その他条件にとらわれず必要があればアドバイザーに審査を依頼しております。

● (野中会長)

面積、高さがある一定以上のものについてはお願いするという形ですね。

● (都市計画係長)

はい。原則そうなっております。単純なものなど、必要ではないと思えば依頼をしていない場合もございます。条件に該当すれば全て審査を依頼しているわけではございません。

● (野中会長)

その規模に達していなくても、ちょっとこれはという場合もお願いすることがあるということですね。

● (都市計画係長)

はい。

● (野中会長)

分かりました。

もう一点、二つ目のところ、施主の強い希望で緑化は行わないというのは、緑化を行わない強い理由ってというのは何ですか。あえてしないのでしょうか。

● (都市計画係長)

この申請者は商業地域や近隣商業地域で建物を建てる際に、緑化を設けていたことがあるようなのですが、管理ができない、朽ち果てるのが目に見えているとおっしゃっておりまして、話が平行線になり、協議が成立しませんでした。



● (田邊委員)

事務局からは中々言いづらいところがあると思います。私はアドバイザーという立場で実際に意見を申し上げた形なので、一言で言うと企業体質です。やる企業とやらない企業と、積極性が企業によってかなり違いまして、事業者さんの名前を検索して、過去にどういった建築をされているのかと調べてみると、やはりそのような傾向があることは間違いないですね。

それに対してどのような対応を取るのかというのは中々難しいところですが、ゼロ回答はとにかくなしにしてもらうということを基本に進めない、アドバイザー制度や事前協議制度というものが有名無実化してしまうので、そこは頑張っていたきたいなと思うのと、今回適合確認書で工夫されているとのことなので、そういう対応手段も考えていかなければいけないかなと思うところです。

● (野中会長)

場所にもよるとはありますが、やっても意味がないところは店舗によってはあると思いますし、正直な事業者なので、とりあえず緑化しましたと言って、その後何の管理もしていないで雑草が生えてしまっているというのであれば初めからやらなければいいというところもあるのかなと思いますけれども。

いずれにしても基本的には緑化については皆さん気にされるし、受け入れられると思いますが、場所によって設置を義務付ける必要があるのかもしれませんが。こういった案件が今後増えてくるようであれば、そういったことも少し検討すべきという印象を持ちました。すみません、僭越ながら私の方から意見を言わせていただきました。

他にいかがでしょうか。

● (岩下委員)

関連しているか分かりませんが、私は環境美化のボランティアもやっております、今の事業者さんのようにやらないとはっきりおっしゃるところは私も分かります。

その他の周りの店舗についてもみどり公園課さんの方で道路の緑化を推進していますよね。実際にその店舗の前でも本当に雑草がたくさん生えているというところが正直かなり多いです。環境美化をやっている立場として、とても気にはなるのですが、メンバーも自分自身もだんだん高齢化して、これ以上は手広くできないなというのもありまして。中央駅周辺でメインのところなのですが、雑草がとても気になる部分がありますので、利用する側としたら緑化があったらいいのだろうなと思う反面、この事業者さんのご意見のように、できないものをできないとはっきりおっしゃるのも、管理ができていない店舗よりは良いと思います。地域を利用しているものからすれば、本当に中央駅周辺は雑草が気になることが多いので、そこの辺りについて、本件とは関係ないのかもしれないのですが、お話をさせていただきました。以上です。

● (野中会長)

ありがとうございました。ご意見として承っていただければと思います。

他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それではこの報告事項につきましては終了とさせていただきます。都市計画審議会の議事進行案件は全て終了いたしましたので、事務局の方に進行をお返しいたします。ご協力ありがとうございました。

## (6) 閉会

### ● (都市デザイン課長補佐)

ありがとうございました。以上をもちまして本日の議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして第2回景観審議会を閉会させていただきます。委員の皆様におかれましては、この後、引き続き景観賞選考委員会がございますので、よろしくお願いいたします。

## 【三郷市景観賞選考委員会（第1回）】（10時35分～11時45分）

景観審議会閉会后、三郷市景観賞選考委員会（第1回）を開催した。

選考委員会では事務局より三郷市景観賞届出部門の選考状況等と、3次選考の選考方法について説明を行い、以下の点について議論を行った。

### 1、評価の基準について

各部門の件数の差や、選考時の各部門の点数の偏りを踏まえた表彰者の選定、評価を行うにあたって写真の撮影時期・方法の確認、評価の基準の根拠と今後の評価方法について検討を行った。

### 2、表彰者への記念品等について

表彰者へ贈呈する予定の記念品について、表彰者により喜ばれるものや、表彰されたことを周知しやすくできるような工夫等について検討を行った。

事務局より3次選考用の評価シートを各委員へ郵送し、評価後、評価シートを委員から市に提出してもらい、集計後に結果と今後の予定について報告をすることとした。

なお、次回の選考委員会については平成30年度第3回景観審議会と同日に開催する予定である。